

【JA利根沼田 組合員加入のご案内】

1. 組合員の種類

※組合員の種類には正組合員と准組合員があります。

正・准	正 組 合 員	准 組 合 員
加 入 資 格	○10アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にある人 ○1年の内60日以上農業に従事する個人であって、その住所又はその経営に係る土地又は施設がこの組合の地区内にある人	○当組合の地区内に住所を有する、または勤務地のある個人で当組合の事業を利用することが適当と認められる人 ○組合の事業に係る物資の供給又は役務の提供を1年以上受けている個人
申込に必要なもの	○加入申込書の提出及び出資金の払込(上限金額の制限有)	
受けることができるサービス	○正組合員・准組合員ともに原則一緒	
経営参加	○正組合員は総代会に出席し意見を述べられ、また議決権を有する。	

※加入については当組合の承諾が必要となります。

2. 組合員のメリット

※組合員のメリットは、当組合で行う事業をすべてご利用いただけます。

【基本的なお取引】	【組合員のメリット】
貯金・ローン 各種窓口取引 共済・購買・給油所 LPガス・葬祭・自動車 賃貸斡旋・農業機械	住宅・教育・自動車などローン金利軽減・営農指導・農畜産物の販売 JA運営の直売所への出荷 相続・確定申告受付相談・葬祭等経済事業の 各種割引・出資配当(R4年度1.0%)・女性部活動への参加 ※出資配当は事業年度実績により、配当がない場合もあります。

※ローンのお借入には所定の審査があります

3. 組合員になるには (新規加入)

組合員加入申込みの受付は、各支店にて受付けております。所定の用紙に必要事業を記入していただき出資される金額、本人確認書類(免許証・保険証等) 印鑑をご持参の上、最寄の支店へお申込み下さい。出資金額1口1,000円以上必要になりますが、適正なJA運営のため、10口以上の出資をお願いしております。

※出資金は投資目的の株式とは異なります。

4. 組合員脱退の手続きと出資金の払い戻し時期

組合員の脱退には以下の2種類があり、定款18条に基づき、自由に脱退することができます。

※但し、貯金の解約のように即時返金はできませんので十分ご注意ください。

また、お預かりした出資金は当JAの経営状況により全口（全額）保証されているものではないのでご注意ください。

【任意脱退】

出資金の譲渡の申し出をすることができ、持分を全部譲渡することにより脱退できますが定款18条2項の定めにより譲受先がない場合は、事業年度末（2月末）の60日前の営業日までにお申し出いただければ、お申し出いただいた事業年度の末（2月末）において脱退となります。なお、出資金は、その年に開催される通常総代会後（例年6月上旬）に払い戻しいたします。

【法定脱退】・・・（死亡・遠方への転居など）

事実が発生することにより脱退となりますので、速やかにお申し出ください。事業年度末（2月末）までにお申し出いただいた場合、出資金はその年に開催される通常総代会後（例年6月上旬）に払い戻しいたします。

5. 組合員の相続加入手続きの徹底について

※JA利根沼田の定款16条では、組合員の出資の持分を相続した者は、相続開始後10ヶ月以内でなければ、相続による加入は認められない旨定めております。

そのことから、10ヶ月を超えると被相続人（亡くなられた組合員）の権利が相続人に及ばなく（被相続人の出資配当金を相続できなくなる）ことから、相続発生の際は10ヶ月以内に所定の手続きを行っていただきたくお願い申し上げます。

※出資金に関するご不明な点は、お申込みいただいた支店または

総務部 組合員課 TEL0278（22）6633 までお問合せください。